

通所型サービスの事業費請求に係る取扱いの変更について

これまでの介護予防通所介護の費用は、利用回数にかかわらず要支援1は1,647単位、要支援2は3,377単位と決まっておりました。

これに対し、総合事業における通所型サービスは、これまでよりも本人の支援に必要なサービスとして位置づけたため、利用回数に応じた請求をお願いしてきました。(例：要支援2の方が通所型市基準サービス(1.5時間以上3時間未満)を週1回利用した場合は、1,482単位)

しかし、このたび東京都国民健康保険団体連合会に確認を行ったところ、A5、A6コードは「受給者台帳」(被保険者のプロフィール情報)と「請求情報」の突合が行われるため、要支援1・2の方については利用回数に応じた請求ができないことが判明致しました。(※サービス事業対象者は利用回数に応じた請求が可能です。)

よって、通所型サービスの請求に関しまして、次のとおり取扱いを変更させていただきます。

1 変更点

(1) 請求方法

【変更前】

利用回数に応じて週1回程度、週2回程度の請求コードを選択する。



【変更後】

利用回数は計画に位置付けた回数とする。ただし、事業費請求の際は、要支援状態区分に応じて以下のコードを選択する。

①要支援1

- ・現行相当：A5「通所型サービス1」・・・・・・・・1,647単位
A6「通所型独自サービス1」・・・・・・・・1,647単位
- ・市基準：A6「通所型独自サービス/21」・・・・1,482単位
A6「通所型独自サービス/31」・・・・1,556単位

②要支援2

- ・現行相当：A5「通所型サービス2」・・・・・・・・3,377単位
A6「通所型独自サービス2」・・・・・・・・3,377単位
- ・市基準：A6「通所型独自サービス/22」・・・・3,039単位
A6「通所型独自サービス/32」・・・・3,190単位

③サービス事業対象者

サービスの利用回数に応じる。(例：週1回程度は要支援1の単位。週2回程度は要支援2の単位)

(2) 複数事業所を利用した場合の取扱い

【変更前】

それぞれの事業所で利用した回数に応じて請求する。(現行相当サービスの複数事業所利用は不可。)



【変更後】

複数事業所を利用した場合は、各事業所が利用者の要支援状態区分に応じて請求を行う。(現行相当サービスの複数事業所利用は不可。)

2 複数事業所を利用する場合の注意点について

週1回ずつのサービスを複数事業所で利用する場合(実利用回数が週2回程度)、同一事業所で週2回程度利用する場合に比べ、費用負担が増加します。

本人の機能改善を目的として複数事業所を利用する場合は、必ず利用者に対して費用面の説明を行うようにしてください。

※本取扱いは平成29年1月サービス利用分から適用します。平成28年10、11、12月利用分において、変更前の取扱いでサービスを利用したケースがある場合、介護福祉課給付担当へご連絡ください。

3 Q&Aの修正について

取扱いの変更に伴い、以下のQ&Aを別紙のとおり修正します。

「小金井市 介護予防・日常生活支援総合事業Q&A」(サービス提供事業所向け)

●訪問・通所共通：「その他」問3

●通所：「報酬に関すること」問6

【別紙】

「小金井市 介護予防・日常生活支援総合事業Q&A」（サービス提供事業所向け）【修正箇所抜粋】

●訪問・通所共通：「その他」問3

問3 市基準サービスを週2回利用したい方は、月曜日をA事業所、金曜日をB事業所といった利用は可能か？

(答)

【変更前】

利用者本人の状態に沿った継続的なサービス提供をしていただくため、基本的には同一の事業所において週2回のサービスを利用していただくことを想定しています。

ただし、**市基準サービスに限り**、利用者が2事業所を利用する理由が明確であり、かつ各事業所の役割をしっかりと位置づけられ、総合的にサービスを提供することで利用者の自立に資する場合は提供可能です。

~~この場合、各事業所が週1回のコードで請求してください。~~

この場合、通所型サービスにおいては利用者の要支援状態区分に応じて請求を行ってください。（サービス事業対象者は利用回数に応じた請求となります。）

※現行相当サービス利用者は、これまでどおり複数事業所の利用は不可とします。

●通所：「報酬に関すること」問6

問6 通所型サービスの利用料金について、要支援1の方が週2回、あるいは要支援2の方が週1回の利用になった場合、単位数はどちらで請求になるか？

(答)

（市基準、現行相当サービス共に）基本的に要支援1の方は週1回程度、要支援2の方は週2回程度の利用を想定しています。また、サービス事業対象者はその方の状態像等をふまえて、市基準サービスにおいては**機能改善**、現行相当サービスにおいては**機能維持**が見込まれる利用回数を設定してください。

請求の際は、~~計画に位置付けられた利用回数に基づいて該当の請求コードを選択してください。~~**利用者の要支援状態区分に応じて請求を行ってください。（サービス事業対象者は利用回数に応じた請求となります。）**